

## 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託審判事件

### 【申立費用】

- 収入印紙 800円
- 郵便切手 1362円
  - 内訳 500円×2枚
  - 100円×1枚
  - 84円×3枚
  - 10円×1枚

※嘱託先が複数の場合 嘱託先が1増えるごとに84円を加算

### 【添付資料】

- 申立書記載の嘱託先（郵便局等）が管轄集配郵便局等であることの資料  
（郵便局等のホームページの写し等）

【注】成年被後見人の住所（居所）の最寄りの郵便局が集配を取り扱っているとは限りません。申立てに当たっては、最寄りの郵便局で事前に確認してください。

### ○住民票写し（マイナンバーの記載のないもの）

（※開始又は選任審判後に成年被後見人又は成年後見人の住所が変わった場合）

### ○同意書（ただし、次の①～③の場合）

#### ①成年後見監督人が選任されている場合

→本件申立てをすることについての成年後見監督人の同意書

#### ②身上保護に関する権限のみを有する成年後見人が申し立てる場合

→本件申立てをすることについての財産管理権を有する成年後見人（以下「財産管理後見人」という。）の同意書

#### ③複数の財産管理後見人の1人が申し立てる場合

→本件申立てをすることについての他の財産管理後見人の同意書

○このほか、申立後に、追加書類の提出をお願いすることがあります。

### 【注意！】

成年被後見人が、回送嘱託期間中に死亡した場合は、成年後見人において速やかに信書送達事業者（集配郵便局等）に届け出て郵便物等の回送を中止する必要があります。